

入札説明書

重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期）

7文保委第11号

令和8年1月

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所

入札説明書

重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期）にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録を行なっていること。
- (2) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建設コンサルタントかつ建築設計業務に登録を受けていること。
- (3) 国（独立行政法人含む）または地方公共団体から国指定史跡地内の石垣調査業務を、過去15年間以内（平成22年4月1日～令和7年3月31日の間）に受注し完遂した実績を有すること。
- (4) この業務を行なう期間中に管理技術者を配置できること。
管理技術者は、文化財石垣に関する国の選定保存技術認定団体である文化財石垣保存技術協議会の技術・研究会員であること。かつ、入札書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。
- (5) 入札公告に記載する競争入札参加意向申出書の提出日、入札執行時点（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）及び競争入札参加資格確認申請書の提出時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の

申立てをしなかった者又は申立てがされなかつたものとみなします。

2 競争入札参加意向申出書の提出

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加意向申出書(別記様式1)を下記により提出し、競争入札参加意向申出書受理書の交付を受けなければなりません。

(1) 入札参加意向申出書の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 1枚
- エ 提出方法 郵送又は持参。期限内に到着したもののみ有効
- オ その他 入札参加意向申出書が期限内に提出された場合、競争入札参加意向申出書受理書を交付します。

※入札公告第3に定める参加意向申出書提出締切日の翌々平日の午後5時までにFAXで受理書を送付しますが、郵送したにもかかわらず、FAXが届かない場合、下記にお問い合わせ下さい
(午後5時15分まで)。

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電話 0742-27-9865

3 競争入札参加資格の確認

入札参加者は、落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書及びその添付資料(以下「申請書及び資料」といいます。)を下記によって持参により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時
- イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所
- ウ 提出部数 各1部

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に無断で使用しません。
- ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。
- エ 申請書及び資料の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式2により作成してください。
- カ 1の(3)及び(4)に定める業務実績、配置予定技術者の資格等を別記様式3により作成してください。

4 施工体制確認調査

この入札は施工体制確認調査の対象業務です。落札候補者は、開札後、提出書類一覧に示す様式1～6に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。

開札後、落札候補者の提出書類の審査を行なうとともに、必要に応じ聞き取り調査を実施する場合もあります。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また入札参加停止となる場合もありますのでご注意ください。

提出書類一覧 提出部数 1部（代表者印等を押印したもの）

様式番号	様 式 名
様式 1	施工体制確認調査報告書
様式 2	設計等業務履行に関する実施体制図
様式 3	配置予定技術者名簿
様式 4－1	積算内訳書
様式 4－2	積算内訳書に対する明細書
様式 5	工程計画
様式 6	手持ちの建築設計等業務の状況

- * 本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載している【記載要領】を十分確認してください。また、記載内容を証明するための【添付資料】を必ず添付してください。
- * 提出期限後の書類訂正、差し替え等は一切できません。書類の記載漏れ、添付漏れ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備がある場合は失格となりますので入念に確認してください。
- * 下記の通り、要領第9に「審査会による適正な実施が確保されないとそれがあると判断する基準」を示しています。調査に協力しない（書類を提出しない、聞き取り調査に応じない等）場合等、基準に該当する場合は調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認しておいてください。
 - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
 - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件に適合しない場合
 - ウ 積算内訳書が設計仕様に適合しない場合
 - エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - オ 上記の他、業務の適正な施工の確保がなされないと認められる場合

5 入札書の提出及び開札の日時、場所

(1) 入札書は郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、業務名、業務番号及び入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみが有効です。

＜送付先＞ 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長

(2) 開札の日時 入札公告第3に掲げる期日

(3) 開札の場所 入札公告第3に掲げる場所

6 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札の無効

1に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において1に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないとときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限比較価格の範囲内ですべてのものが入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。
- (3) (2)のうち、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。

9 技術者の配置

落札者は様式3に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

10 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

11 電子契約の可否

可とします。電子契約を希望する場合は、別記様式9に記載のうえ、落札決定の日から遅滞なく電子メールにより提出してください。

12 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電話 0742-27-9865

電子メール bunkazj@office.pref.nara.lg.jp

(様式 1)

競争入札参加意向申出書

年　月　日

奈良県 地域創造部
文化財保存事務所長 殿

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先ファックス番号

メールアドレス

令和8年1月23日付けで公告のありました 重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期） 7文保委第11号 に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

建築士事務所登録の状況

登録年月日	登録番号
年　月　日	

(様式2)

競争入札参加資格確認申請書

年　月　日

奈良県知事　山下　真　様

住　　所

商号又は名称

代　表　者　名

印

連絡先電話番号

連絡先ファックス番号

令和8年1月23日付で公告がありました　重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣
調査業務（第2期） 7文保委第11号 に係る競争入札に参加する資格について、確認され
たく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するととも
に、契約締結後において、確認申請書及び添付資料の記載内容に疑義が生じ、同書類では参
加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請
求を受けても異議を申し立てません。

・建築士事務所登録の状況

登　録　年　月　日	登　録　番　号
年　月　日	

* 建築士事務所登録の通知書(または登録証明書)の写しを添付してください。

・奈良県建設工事等競争入札参加資格(この工事に関するもののみ記入してください。)

資　格　業　種	
---------	--

〈添付資料〉

様式3 業務実績等を示す書類

※ 当該業務を実施したことを証する書類（委
託契約書の写し等）を添付してください。

(様式 3)

1 会社の業務実績（国または地方公共団体からの国指定史跡地内の石垣調査業務）

業 務 名	発 注 者	業 務 概 要
		当該業務完了月： 年 月

- * 業務概要欄には「業務実施期間」、当該業務の「完了月」等を記入してください。
- * 当該業務を実施したことを証する書類（委託契約書の写し等）を添付してください。

2 配置予定技術者の資格及び業務実績（最近のものを記入ください）

管 理 技 術 者	氏 名：	採用年月日	年 月 日
文化財石垣保存技術協議会の技術・研究会員	会員番号：	登録年月日：	年 月 日
業 務 名	発 注 者	業 務 概 要	

- * 文化財石垣保存技術協議会の会員証の写しと、3ヶ月以上雇用関係にあることを証する書類（別紙参照）を添付してください。

3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類

下記の書類のうち、いずれかの写しを添付してください。

1. 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）
2. 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
3. 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4. 技術職員名簿（経営事項審査申請書類）
5. 商業登記簿謄本の役員名簿欄
6. 源泉徴収票
7. 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
8. 雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の写し

マイナンバー法等の一部改正により、健康保険被保険者証による3ヶ月以上の雇用関係の確認は令和7年12月1日までとします。

また、マイナ保険証、資格確認書および資格情報のお知らせについても同様に確認書類には該当しません。

(様式 9)

年　月　日

奈良県知事 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、発注者が指定する電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（業務名、工事名等）

重要文化財 玉置神社社務所及び台所 石垣調査業務（第2期） 7文保第11号

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

下に記載の順番で、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【担当者】※不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス		
氏名		役職

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※フリーメールアドレスはお控えください。

※利用するメールアドレスについては、外部からのメール<クラウドサイン：support@cloudsign.jp>を受信できるよう設定をお願いします。

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、本書を「Word形式」のまま提出してください。
- ・入札公告等で指定する方法により、提出してください。なお、落札決定前に提出する場合、提出のあった本書は落札者のもののみ有効として取り扱いますので、ご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等